

○国土交通省告示第二百五十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条第一項及び第二項第一号、第八十条の二第一号並びに第八十一条第二項第一号イ及び第二号イの規定に基づき、木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣 中野 洋昌

木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に木質接着パネル工法（木質接着複合パネル（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）を水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八まで及び第十一に定め、令第三十六条第一項の国土交通大臣の指定する基準のうち木質接着パネル工法を用いた建築物等に係るものを第十二に、同条第二項第一号の国土交通大臣の指定する基準のうち木質接着パネル工法を用いた建築物等に

係るものを第十三にそれぞれ指定し、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算のうち木質接着パネル工法を用いた建築物等に係るものの基準を第九に、同項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算のうち木質接着パネル工法を用いた建築物等に係るものの基準を第十にそれぞれ定める。

第一 階数

地階を除く階数は三以下としなければならない。

第二 材料

一 構造耐力上主要な部分に使用する木質接着複合パネルは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。次号において「法」という。）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの（当該認定において国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。）としなければならない。

二 木質接着複合パネル以外の材料であつて構造耐力上主要な部分に使用するものは、次のイからトまでに掲げる構造部材の区分に応じ、当該イからトまでに定める材料としなければならない。ただし、第四第二号に掲げる床版であつてその材料が平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二に定める技術的基準に適合するもの並びに第七第四号に掲げる小屋組及び屋根版であつてそ

これらの材料が同告示第二に定める技術的基準に適合するものにあつては、この限りでない。

イ 土台、柱、結合材（壁パネル（木質接着複合パネルを壁として使用する場合における当該木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）又はまぐさと結合し、水平力及び鉛直力を負担する鉛直部材をいう。以下同じ。））、胴差、まぐさ及び桁 次の(1)から(9)までのいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料

(1) 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。(2)及び第八第二号において「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級又は二級に適合する材料

(2) 枠組壁工法構造用製材等規格に規定するM S R枠組材の規格に適合する材料

(3) 製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に規定する甲種構造材の一級又は二級に適合する材料

(4) 単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級又は二級に適合する材料

(5) 集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）に規定する構造用集成材の規格に適合する材料

(6) 平成十二年建設省告示第千四百五十二号第六号の規定に基づき国土交通大臣が基準強度を

指定した木材

(7) 平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第三号の規定に基づき国土交通大臣が基準強度を指定した集成材

(8) 日本産業規格（以下「J I S」という。）G 三三二一（溶融五十五パーセントアルミニウム―亜鉛合金めつき鋼板及び鋼帯）―一九九八に規定する鋼板又は鋼帯の規格に適合する材料

(9) 法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた木質接着成形軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。）であつて、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの

ロ 調整材（床の高さを調整する部材をいう。第三第一号及び第三号二において同じ。）及び頭つなぎ イ(1)から(7)までのいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料

ハ 大引き及び床根太 次の(1)から(4)までのいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料

(1) イ(1)から(8)までのいずれかに掲げる材料

(2) J I S G 三三〇二（溶融亜鉛めつき鋼板及び鋼帯）―一九九八に規定する鋼板又は鋼帯

の規格に適合する材料

- (3) J I S G 三 一 〇 一（一般構造用圧延鋼材）——一九九五に規定する鋼板又は鋼帯の規格に適合する材料

- (4) 法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた構造用鋼材

ニ はり及び登りはり（天井面に対して斜めに設けるはりをいう。第七第一号及び第二号において同じ。） 次の(1)若しくは(2)のいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料

- (1) イ(1)から(7)まで若しくは(9)又はハ(2)から(4)までのいずれかに掲げる材料

(2) 法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた木質複合軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一十一号に規定する木質複合軸材料をいう。）であつて、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの

ホ 母屋、たるき及びむなき イ(1)から(7)まで若しくはニ(2)のいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料

ヘ 壁材 J I S A 六 九 〇 一（せっこうボード製品）——二〇〇五に規定するせっこうボード、構造用せっこうボードA種、構造用せっこうボードB種若しくは強化せっこうボードの規格に

適合する材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料

ト 床材及び屋根下地材 次の(1)から(6)までのいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料

- (1) イ(4)から(6)までのいずれかに掲げる材料
- (2) 合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号）に規定する構造用合板の特類又は一類に適合する材料
- (3) 構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号。第七第一号へ及び第二号へにおいて「構造用パネル規格」という。）に規定する構造用パネルの一級、二級、三級又は四級に適合する材料
- (4) 直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）に規定する直交集成板の規格に適合する材料
- (5) J I S A五九〇八（パーティクルボード）——一九九四に規定する十八タイプ、十三タイプ、二十四―十タイプ、十七・五―十・五タイプ又は三十一―十五タイプの規格に適合する材料
- (6) 法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた直交集成板（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第二十三号に規定する直交集成板をいう。第四第一号又及び

第七第三号において同じ。）であつて、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第十九号二及び第二第十八号二の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの

三 構造耐力上主要な部分に使用する鋼板又は鋼帯は、厚さを〇・四ミリメートル以上とし、かつ、厚さが二・三ミリメートル未満の鋼板又は鋼帯にあつては、冷間成形による曲げ部分（内法の寸法が当該鋼板又は鋼帯の厚さの数値以上であるものに限る。）又はかしめ部分を有するものとし、折れ、ゆがみ、欠け等による耐力上の欠点のないものでなければならない。

第三 土台等

一 一階の耐力壁の下部には、土台、二以上の床パネル（木質接着複合パネルを床版として使用する場合における当該木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）の枠組材を相互に緊結したもの又は土台及び床パネルの枠組材を緊結したもの（調整材を用いる場合にあつては、当該調整材を含む。以下「土台等」という。）を設けなければならない。ただし、地階を設ける場合その他本文に規定する措置によることが困難な場合であつて、一階の耐力壁の直下の床版を構造耐力上有効に補強した場合は、この限りでない。

二 土台等は、基礎及び床版との緊結に支障がないものとしなければならない。

三 土台等は、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める基準に適

合しなければならない。

イ 一階の耐力壁の下部に土台を設ける場合（ハ又はニに掲げる場合を除く。） 当該土台は、厚さを八十九ミリメートル以上とし、かつ、幅を八十九ミリメートル以上とすること。

ロ 一階の耐力壁の下部に二以上の床パネルの枠組材を相互に緊結したものを設ける場合（ニに掲げる場合を除く。） 当該床パネルの枠組材は、せいを七十七ミリメートル以上とし、かつ、幅を二十八ミリメートル以上とすること。

ハ 一階の耐力壁の下部に土台及び床パネルの枠組材を緊結したものを設ける場合（ニに掲げる場合を除く。） 次に掲げる基準に適合すること。

(1) 当該土台は、厚さを八十九ミリメートル以上とし、かつ、幅を四十五ミリメートル以上とすること。

(2) 当該床パネルの枠組材は、せいを七十七ミリメートル以上とし、かつ、幅を二十八ミリメートル以上とすること。

ニ 一階の耐力壁の下部に二以上の床パネルの枠組材を相互に緊結したもの又は土台及び床パネルの枠組材を緊結したものを設ける場合（調整材を用いる場合に限る。） 当該調整材によって土台及び床パネルの枠組材を構造耐力上有効に補強すること。

四 土台等は、次に定めるところにより、アンカーボルトで基礎に緊結しなければならない。

イ 径が十二ミリメートル以上のアンカーボルトを基礎の埋め込み深さが二百五十ミリメートル以上となるように基礎に埋め込むこと又はこれと同等以上の引張耐力を有する緊結方法によること。

ロ アンカーボルトは、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める部分に配置すること。

- (1) 土台を耐力壁及び床版と緊結しない場合又は土台の継ぎ手を当該土台に緊結する耐力壁若しくは床版の継ぎ手の位置に設ける場合（土台を耐力壁及び床版と緊結する場合にあつては、当該土台の継ぎ手を当該耐力壁及び床版の継ぎ手の位置に設ける場合に限る。） 隅角部、土台の継ぎ手の部分及び耐力壁として設ける壁パネルの両端の端部の枠組材（連続する耐力壁相互の接合部にある枠組材及び連続する耐力壁相互の接合部にある結合材に隣接する枠組材を除く。(2)において同じ。）から当該壁パネルの存する方向に二百ミリメートル以内の部分

- (2) (1)に掲げる場合以外の場合 隅角部及び耐力壁として設ける壁パネルの両端の端部の枠組材から当該壁パネルの存する方向に二百ミリメートル以内の部分

ハ アンカーボルトは、その間隔を二メートル以下として配置すること。

第四 床版

床版は、次の各号のいずれかに掲げるものであつて、最下階の床版以外の床版にあつては建築物に作用する水平力及び鉛直力を構造耐力上有効に耐力壁、耐力壁以外の壁で当該鉛直力を負担できるもの、柱、結合材及び横架材に伝えることができるもの、最下階の床版にあつてはこれらの力を構造耐力上有効に土台等又は基礎に伝えることができるものとしなければならない。

一 木質接着複合パネルを使用するものであつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ 床パネルの長さ方向の枠組材は、せいを七十七ミリメートル以上とし、かつ、幅を二十八ミリメートル以上としたものであつて、床版相互の緊結及び床版と耐力壁又は小屋組との緊結に支障がないものとする。ただし、床版について、令第八十二条各号に定めるところによる構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

ロ はりによつて床パネルを支持する場合にあつては、当該はりは、せいを八十ミリメートル以上とし、かつ、幅を八十六ミリメートル以上としたものであつて、集成材規格に規定する対称異等級構成集成材の強度等級E一二〇―F三三〇に該当する構造用集成材又はこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、常時作用している荷重（固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、当該数値に積雪荷重を加えた数値）をいう。以下同じ。）によつてはりの断面に生ずる応力度が、

当該はりの各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

ハ 床パネルの枠組材の支点間の距離は、八メートル以下とすること。

ニ 床パネルの長さ方向の枠組材相互の間隔は、六百五十メートル以下とすること。ただし、床版について、令第八十二条第一号から第三号までに定めるところによる構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあっては、一メートル以下とすることができ
る。

ホ 床版に設ける開口部は、当該床版に用いる床パネルの枠組材と同寸法以上の断面を有する補強材で補強し、かつ、二階又は三階の床版に設ける開口部の面積の合計は、当該階の外壁で囲まれた部分の水平投影面積の三分の一以下とすること。

ヘ 二階又は三階の耐力壁の直下に耐力壁を設けない場合にあっては、当該耐力壁の直下の床版をはりその他の横架材により構造耐力上有効に補強すること。

ト 床パネルは、枠組材に厚さが十二メートル以上（床パネルの長さ方向の枠組材相互の間隔が三百十ミリメートル以下である場合にあっては、九ミリメートル以上）の構造用合板を張つたもの又はこれと同等以上の耐力を有するものとする。

チ 床パネルの枠組材相互並びに床パネルの枠組材と土台及び胴差の接合部は、次の(1)から(3)ま

でに掲げる接合部の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定めるところにより緊結すること。ただし、接合部の短期に生ずる力が当該接合部の許容せん断耐力を超えないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

(1) 一階の床パネルの枠組材相互又は一階の床パネルの枠組材と土台（第三第一号の規定により一階の耐力壁の下部に土台及び床パネルの枠組材を緊結したものを設ける場合における当該土台（2）において「半土台」という。）を除く。）の接合部 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる方法によること。

(i) J I S K 六八〇六（水性高分子―イソシアネート系木材接着剤）―二〇〇三に規定する一種一号に適合する接着剤を一平方メートルにつき六百九十グラム以上用いて接着する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法

(ii) J I S A 五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定するC N 七五（以下「C N 七五」という。）を四百五十五ミリメートル以下の間隔で斜め打ち（接合面に対して斜めに打ち付けることをいう。第七第二号ト(4)及び(6)において同じ。）する方法

(2) 一階の床パネルの枠組材と半土台の接合部 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる方法によること。

(i) (1) (i) に掲げる方法

(ii) J I S A 五五〇八(くぎ)―二〇〇五に規定するC N 九〇を三百ミリメートル以下の間隔で平打ち(接合面に対して垂直に打ち付けることをいう。以下同じ。)する方法

(3) 二階の床パネルの枠組材相互、三階の床パネルの枠組材相互又は二階若しくは三階の床パネルの枠組材と胴差の接合部 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる方法によること。

(i) (1) (i)に掲げる方法

(ii) C N 七五を九百十ミリメートルにつき六本以上用いて平打ちする方法

リ 大引き及び床つかを用いる場合にあつては、当該大引き及び床つかは、次に定めるところによらなければならない。ただし、床版について、令第八十二条第一号から第三号までに定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

(1) 大引きは、せいが八十九ミリメートル以上で幅が八十九ミリメートル以上の木材その他床版の荷重を構造耐力上有効に床つかに伝えることができるものとする。

(2) 大引きは、大引きの幅方向に二メートル以下の間隔で配置すること。

(3) 床つかは、大引きの長さ方向に一メートル以下の間隔で配置すること。

又 二階若しくは三階の床版に直交集成板を使用する場合であつて、第十に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合又は次の(1)から(4)までのい

れかに該当する場合であつて、床版について、令第八十二条第一号から第三号までに定めるところによる構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、イからチまでの規定は、適用しない。

(1) トラスを使用する場合

(2) はりに構造用鋼材を使用する場合

(3) 横架材に直接床材を張る場合

(4) 一階の床版に直集成板を使用する場合

二 平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第四第一号から第七号までに掲げる基準に適合するもの

第五 壁等

一 耐力壁（地階に設けるものを除く。）は、木質接着複合パネルを使用するものとしなければならない。

二 耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、釣合い良く配置しなければならない。この場合において、耐力壁を設けた場合に当該耐力壁が負担することとなる鉛直力を負担できる柱又は耐力壁以外の壁（常時作用している荷重によつて当該柱又は耐力壁以外の壁に生ずる応力度が当該柱又は耐力壁以外の壁の各断面の長期に生ずる力に対する許容応力

度を超えないことが確かめられたものに限る。）を設ける場合においては、当該耐力壁に代えて当該柱又は耐力壁以外の壁を配置することができる。

三 耐力壁の長さ（連続する耐力壁（耐力壁に用いる壁パネル相互の接合部又は端部に結合材を設けるものを含む。）にあつては、これらの耐力壁の長さの合計。第五号及び第六号イにおいて同じ。）は、八百ミリメートル以上としなければならない。

四 二階又は三階を小屋裏（耐力壁を設けないものに限る。）とする場合にあつては、当該小屋裏の直下階の構造耐力上主要な部分が当該小屋裏の荷重を直接負担する構造としなければならない。

五 各階の張り間方向及び桁行方向につき、耐力壁の長さ、当該耐力壁の水平力に対する一メートル当たりのせん断耐力を一・九六で除して得た数値（次号イにおいて「壁倍率」という。）を乗じて得た長さの合計（第十一第一号ロにおいて「存在壁量」という。）が、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第五第四号イに規定する必要壁量（第十一第一号ロにおいて「必要壁量」という。）及び昭和五十六年建設省告示第千百号第三第一項第二号に掲げる数値以上となるように、耐力壁を設置しなければならない。

六 耐力壁は、次に定める基準に従つて設置しなければならない。ただし、第十第三号に定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限

りでない。

イ 各階につき、建築物の張り間方向にあつては桁行方向の、桁行方向にあつては張り間方向の両端からそれぞれ四分の一の部分（以下この号において「側端部分」という。）について、耐力壁の長さに当該耐力壁の壁倍率を乗じて得た長さの合計（ロにおいて「側端部分の存在壁量」という。）及び平成二十八年国土交通省告示第六百十一号第八第一項第六号イに規定する側端部分の必要壁量（ロにおいて「側端部分の必要壁量」という。）を求めること。

ロ 各側端部分のそれぞれについて、側端部分の存在壁量を側端部分の必要壁量で除した数値（以下このロ及びハただし書において「壁量充足率」という。）を求め、建築物の各階における張り間方向及び桁行方向双方ごとに、壁量充足率の小さい方を壁量充足率の大きい方で除した数値（ハにおいて「壁率比」という。）を求めること。

ハ ロに規定する壁率比がいずれも〇・五以上であることを確かめること。ただし、ロの規定により算出した側端部分の壁量充足率がいずれも一を超える場合においては、この限りでない。

七 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は六十平方メートル（当該部分の短辺の長さが当該部分の長辺の長さの二分の一を超える場合にあつては、七十二平方メートル）以下としなければならない。ただし、床版を第四第二号に掲げるものとした場合であつて、当該床版を構造耐力上有効に補強していない場合にあつては、

当該水平投影面積は四十平方メートル以下としなければならない。

八 耐力壁線（外周部分に該当するものに限る。）相互の交さする部分（以下この号において「交さ部」という。）には、長さが九百ミリメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。ただし、次のイ又はロのいずれかに掲げる場合にあつては、この限りでない。

イ 交さ部に近い側の端部の交さ部からの距離が九百ミリメートル未満である開口部（以下このイにおいて「交さ部近接開口部」という。）で、交さ部から遠い側の端部の交さ部からの距離（二以上の交さ部近接開口部を設ける場合にあつては、これらの交さ部近接開口部の交さ部から遠い側の端部の交さ部からの距離の合計）が四メートル以下であるものを設ける場合（交さ部を構造耐力上有効に補強した場合に限る。）

ロ 交さ部に長さの合計が九百ミリメートル以上である二以上の耐力壁を設ける場合であつて、第十に定めるところによる構造計算又は第十一第一号イ及びロに定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合

九 壁の圧縮強さの基準値は、一メートルにつき七十キロニュートン以上としなければならない。ただし、常時作用している荷重によつて壁の断面に生ずる応力度が、当該壁の各断面の長期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

十 外周部分に設ける壁パネルは、令第八十七条第一項に規定する風圧力によつて当該壁パネルの

断面に生ずる応力度が、当該壁パネルの各断面の短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことが確かめられたものとしなければならない。

十一 耐力壁線が相互に交さる部分には、次のイからニまでのいずれかに該当するもの又はこれらと同等以上の耐力を有するものを設けなければならない。

イ 幅が七十二ミリメートルで厚さが二十八ミリメートルの壁パネルの枠組材相互を構造耐力上有効に緊結したもの

ロ 幅が七十二ミリメートルで厚さが二十八ミリメートルの壁パネルの枠組材と幅が八十九ミリメートルで厚さが四十五ミリメートルの結合材を構造耐力上有効に緊結したもの

ハ 幅が八十九ミリメートルで厚さが四十五ミリメートルの結合材相互を構造耐力上有効に緊結したもの

ニ 幅が八十九ミリメートルで厚さが八十九ミリメートルの結合材

十二 隅角部又は開口部の両端の端部にある耐力壁は、一階の耐力壁にあつては床版、土台等又は基礎に、二階又は三階の耐力壁にあつては直下の耐力壁又は床版にボルトその他の金物で構造耐力上有効に緊結しなければならない。

十三 耐力壁の上部には、当該耐力壁に用いる壁パネルの枠組材と同寸法以上の断面を有する頭つなぎを設け、当該頭つなぎにより連続する壁パネル相互を構造耐力上有効に緊結しなければならない

ない。ただし、当該耐力壁に用いる壁パネルの枠組材と同寸法以上の断面を有する床パネル若しくは小屋パネル（木質接着複合パネルを小屋組として使用する場合（鉛直方向に設ける場合に限る。）における当該木質接着複合パネルをいう。第七第一号及び第二号において同じ。）の枠組材又は頭つなぎ以外の横架材（以下この号及び第十六号において「枠組材等」という。）を当該耐力壁の上部に設け、当該枠組材等により連続する壁パネル相互を構造耐力上有効に緊結する場合にあつては、この限りでない。

十四 耐力壁線に設ける開口部の幅は四メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該耐力壁線の長さの四分の三以下としなければならない。

十五 幅が九百メートル以上の開口部の上部には、厚さが三十八ミリメートル以上で幅が八十九ミリメートル以上のまぐさ受けによつて支持されるまぐさ又は壁パネルを構造耐力上有効に設けなければならない。ただし、開口部を構造耐力上有効に補強した場合にあつては、この限りでない。

十六 壁パネルの枠組材相互並びに壁パネルの枠組材と床版、頭つなぎ（第十三号ただし書の規定により耐力壁と枠組材等を緊結する場合にあつては、当該枠組材等。イにおいて同じ。）、結合材及びまぐさ受けの接合部は、次のイからハまでに掲げる接合部の区分に応じ、当該イからハまでに定めるところにより緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力が当該接合

部の許容せん断耐力を超えないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

イ 壁パネルの枠組材と床版又は頭つなぎの接合部 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる方法によること。

- (1) J I S K 六八〇六（水性高分子―イソシアネート系木材接着剤）―二〇〇三に規定する一種一号に適合する接着剤を一平方メートルにつき六百九十グラム以上用いて接着する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法

- (2) C N 七五を九百十ミリメートルにつき八本以上用いて平打ちする方法

ロ 壁パネルの枠組材相互又は壁パネルの枠組材と結合材の接合部 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる方法によること。

- (1) イ (1)に掲げる方法

- (2) C N 七五を二百ミリメートル以下の間隔で平打ちする方法

ハ 壁パネルの枠組材とまぐさ受けの接合部 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる方法によること。

- (1) イ (1)に掲げる方法

- (2) C N 七五を三百ミリメートル以下の間隔で平打ちする方法

十七 地階の壁は、一体の鉄筋コンクリート造（二以上の部材を組み合わせたもので、当該部材相

互を緊結したものを含む。）としなければならない。ただし、直接土に接する部分及び地面から三百ミリメートル以内の外周部分以外の部分の壁は、前各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合する壁に準ずるものであって、これらの壁に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全なものとした木質接着パネル工法による壁とすることができる。

第六 はり等

はり、桁その他の横架材には、その中央部付近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。

第七 小屋組等

小屋組及び屋根版（以下この第七において「小屋組等」という。）は、次の各号のいずれか（小屋組にあつては、第一号、第二号又は第四号のいずれか）に掲げるものであって、建築物に作用する水平力及び鉛直力を構造耐力上有効に耐力壁、耐力壁以外の壁で当該鉛直力を負担できるもの、柱、結合材及び横架材に伝えることができるものとしなければならない。

一 小屋組に小屋パネル並びにはり及び登りはりを用いるものであって、次に掲げる基準に適合するもの

イ 小屋組に用いるはり及び登りはりは、せいを百三十ミリメートル以上とし、かつ、幅を八十六ミリメートル以上としたものであって、集成材規格に規定する対称異等級構成集成材の強度

等級E一二〇―F三三〇に該当する構造用集成材又はこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、常時作用している荷重によつてはり又は登りはりの断面に生ずる応力度が、当該はり又は登りはりの各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

ロ 最上階の耐力壁の上部には、小屋パネル（屋根版に達するものに限る。）を設けること。ただし、耐力壁の上部に屋根版を直接設ける場合にあっては、この限りでない。

ハ ロ本文の規定により設ける小屋パネルに設ける開口部の幅は二メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該小屋パネルの存する耐力壁線の長さの二分の一以下とすること。

ニ 屋根パネル（木質接着複合パネルを屋根版として使用する場合における当該木質接着複合パネルをいう。以下この号及び次号ト(1)において同じ。）の長さ方向の枠組材は、せいを八十四ミリメートル以上とし、かつ、幅を三十七ミリメートル以上とするか、又はせいを八十九ミリメートル以上とし、かつ、幅を二十八ミリメートル以上とすること。

ホ 屋根パネルの枠組材相互の間隔は、五百ミリメートル以下とすること。

ヘ 屋根パネルは、枠組材に厚さが九ミリメートル以上の構造用合板、厚さが十二ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級、二級若しくは三級に適合するものに限る。）を張つたものとする。

ト 小屋組等の各部材相互並びに小屋組等の各部材と耐力壁に用いる壁パネルの枠組材（以下このト及び次号トにおいて「耐力壁の枠組材」という。）及び頭つなぎ（第五第十三号ただし書の規定により耐力壁と頭つなぎ以外の横架材を緊結する場合にあっては、当該横架材。以下このトにおいて同じ。）の接合部は、次の(1)から(4)までに掲げる接合部の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定めるところにより緊結すること。ただし、接合部に生ずる長期及び短期に生ずる力が当該接合部の許容せん断耐力を超えないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

(1) 屋根パネルの枠組材相互、小屋パネルの枠組材相互又は小屋パネルの枠組材と耐力壁の枠組材若しくは頭つなぎの接合部 JIS K六八〇六（水性高分子―イソシアネート系木材接着剤）―二〇〇三に規定する一種一号に適合する接着剤を一平方メートルにつき六百九十グラム以上用いて接着する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法によること。

(2) 小屋パネルの枠組材、耐力壁の枠組材又は頭つなぎとはり又は登りはりの接合部 厚さが一・二ミリメートル以上の鋼板添え板を介してCN七五を一箇所当たり一メートルにつき七本以上用いて平打ちする方法によること。

(3) はり相互又ははりと登りはりの接合部 厚さが一・六ミリメートル以上の鋼板添え板を介してJIS A五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定するZN九〇を一箇所当たり一メートル

につき六本以上用いて平打ちする方法によること。

- (4) 屋根パネルの枠組材と小屋パネルの枠組材又は屋根パネルの枠組材とはり若しくは登りはり（屋根パネルを支持するものに限る。）、耐力壁の枠組材若しくは頭つなぎの接合部 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる方法によること。

(i) 厚さが一・二ミリメートル以上の鋼板添え板を一メートルにつき一箇所以上配置し、当該鋼板添え板を介してC N七五を三本以上用いて平打ちする方法

(ii) C N七五を一メートルにつき二本以上用いて平打ちする方法

チ 屋根版又は小屋組の外壁（以下このチ及びリにおいて「屋根等」という。）に設ける開口部の幅は二メートル（屋根版に設ける開口部で、次に掲げる基準に適合するものにあつては、三メートル）以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅の二分の一以下とすること。

- (1) 屋根版の端部からの距離が九百ミリメートル以上であること。
(2) 他の開口部からの距離が千八百ミリメートル以上であること。
(3) 構造耐力上有効に補強されていること。

リ 屋根等に設ける幅が九百ミリメートル以上の開口部の周囲には、二に掲げる基準に適合する屋根パネルの枠組材と同寸法以上の断面を有する補強材を構造耐力上有効に設けるか、又はこ

れと同等以上に構造耐力上有効に補強すること。

ヌ 小屋組等にトラスを用いる場合にあつては、小屋組等について、令第八十二条第一号から第三号までに定めるところによる構造計算によつて構造耐力上安全であることを確かめること。

ル 小屋組等について、令第八十二条第一号から第三号までに定めるところによる構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、ロからへまで及びチの規定は、適用しない。

二 小屋組（外壁を除く。）に小屋つか及び横架材を用いるものであつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ 前号イ、ニからへまで及びチからヌまで（小屋組等について、令第八十二条第一号から第三号までに定めるところによる構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、イ及びリ）に掲げる基準に適合すること。

ロ 小屋組は、振れ止めの設置その他の方法により、水平力に対して安全なものとする。

ハ 小屋組に用いる母屋及びむなきは、次に掲げる基準に適合すること。ただし、常時作用している荷重によつて母屋又はむなきの断面に生ずる応力度が、当該母屋又はむなきの各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

(1) 集成材規格に規定する対称異等級構成集成材の強度等級E一二〇―F三三〇に該当する構造用集成材又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

(2) せいは八十九ミリメートル以上とし、かつ、幅は八十六ミリメートル以上とすること。

ニ 小屋組に用いるたるきは、次に掲げる基準に適合すること。ただし、常時作用している荷重によつてたるきの断面に生ずる応力度が、当該たるきの各断面の長期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

(1) 枠組壁工法構造用製材等規格に規定する甲種枠組材の二級に適合する材料又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

(2) せいは八十九ミリメートル以上とし、かつ、幅は三十八ミリメートル以上とすること。

ホ 小屋組に用いるたるき相互の間隔は、五百ミリメートル以下とすること。ただし、小屋組等について、令第八十二条第一号から第三号までに定めるところによる構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、一メートル以下とすることができる。

ヘ 屋根版に用いる屋根下地材は、厚さが九ミリメートル以上の構造用合板、厚さが十二ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（小屋組に用いるたるき相互の間隔が三百ミリメートルを超える場合にあつては、構造用パネル規格に規定する一級、二級若しくは三級に適合するものに限る。）とすること。ただし、小屋組等について、令第八十二条第一号か

ら第三号までに定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

ト 小屋組等の各部材相互並びに小屋組等の各部材と耐力壁の枠組材及び頭つなぎ（第五第十三号ただし書の規定により耐力壁と頭つなぎ以外の横架材を緊結する場合にあつては、当該横架材）又は壁頂の部分に存する胴差その他の部材（以下このトにおいて「頭つなぎ等」という。）の接合部は、次の(1)から(8)までに掲げる接合部の区分に応じ、当該(1)から(8)までに定めるところにより緊結すること。ただし、接合部に生ずる長期及び短期に生ずる力が当該接合部の許容せん断耐力を超えないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

(1) 屋根パネルの枠組材相互又は屋根パネルの枠組材若しくは小屋パネルの枠組材とはり、登りはり、耐力壁の枠組材若しくは頭つなぎ等の接合部 CN七五を一メートルにつき六本以上用いて平打ちする方法によること。

(2) 小屋パネルの枠組材相互又は小屋パネルの枠組材と小屋つかの接合部 CN七五を一メートルにつき三本以上用いて平打ちする方法によること。

(3) はり相互又ははりと登りはり、耐力壁の枠組材若しくは頭つなぎ等の接合部 厚さ一・六ミリメートル以上の鋼板添え板を介して J I S A五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定する Z N九〇を一箇所当たり一メートルにつき六本以上用いて平打ちする方法によること。

(4) 母屋相互、たるき相互又ははり若しくは母屋とたるきの接合部 CN七五を一箇所当たり二本以上用いて斜め打ちする方法によること。

(5) はり、母屋、むなき、耐力壁の枠組材又は頭つなぎ等と小屋つかの接合部 厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板添え板を介して JIS A五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定する ZN四〇を一箇所当たり四本以上用いて平打ちする方法によること。

(6) 小屋パネルの枠組材とたるきの接合部 CN七五を一メートルにつき六本以上用いて斜め打ちする方法によること。

(7) むなき、耐力壁の枠組材又は頭つなぎ等とたるきの接合部 厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板添え板を介して JIS A五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定する ZN四〇を一箇所当たり二本以上用いて平打ちする方法によること。

(8) はり、登りはり、たるき又はトラスと屋根下地材の接合部 JIS A五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定する CN五〇を、屋根下地材の外周部分にあつては百五十ミリメートル以下の間隔で、その他の部分にあつては三百ミリメートル以下の間隔で平打ちする方法によること。

三 屋根版に直交集成板を用いるもの（第十に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものに限る。）

四 平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第七第一号から第九号までに掲げる基準に適合するもの

第八 防 腐 措 置 等

一 土台等が基礎と接する面及び鉄網モルタル塗の部分その他の壁に用いる壁パネルの枠組材が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。

二 土台等には、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する防腐処理その他これに類する防腐処理を施したものを用いなければならない。

三 地面から一メートル以内の構造耐力上主要な部分（床版にあつては、屋外に面する部分に限る。）に使用する木材には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

四 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三百ミリメートル以内の外周部分は、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造とするか、又は腐朽及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

五 腐食のおそれのある部分及び常時湿潤状態となるおそれのある部分に使用する部材を緊結するための金物には、有効なさび止めのための措置を講じなければならない。

六 構造耐力上主要な部分に構造用鋼材を用いる場合にあつては、当該構造用鋼材の表面仕上げは、JIS G 三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八に規定するめっきの付着量表示記号 Z 二七その他これに類する有効なさび止め及び摩損防止のための措置を講じたものとしなければならぬ。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。

イ 構造用鋼材を屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）及び湿潤状態となるおそれのある部分以外の部分に使用する場合

ロ 構造用鋼材に床材、壁材又は屋根下地材等による被覆その他これに類する有効な摩損防止のための措置を講じた場合

七 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接着接合部は、湿潤状態、高低温状態及び被紫外線状態その他の使用環境条件により生ずる接着接合部の接着性能等の低下及び接着剤の長期的な物性変化によって当該建築物に構造耐力上の支障が生じないものとし、かつ、当該接着接合部には、JIS K 六八〇六（水性高分子―イソシアネート系木材接着剤）——二〇〇三に規定する一種一号に適合する接着剤又はこれと同等以上の効力を有するものを用いなければならない。

第九 保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることが

できる構造計算のうち木質接着パネル工法を用いた建築物等に係るものは、次に定める基準に従った構造計算とする。

一 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによること。

二 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の存在応力を伝えることができるものであることを確かめること。

三 建築物等の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下この号及び第十第三号において「地震力」という。）によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめること。

四 建築物等の地上部分について、令第八十二条の三各号に定めるところによること。この場合において、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性^{じん}を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは「百分の五十五以上の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性^{じん}を適切に評価して算出することができるときにおいては、当該算出した数値によることができる。」と読み替えるものとする。

第十 許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算のうち木質接着パネル工法を用いた建築物等に係るものは、次に定める基準に従った構造計算とする。

一 令第八十二条の六第一号に定めるところによること。

二 建築物等の地上部分について、令第八十二条の六第二号イに適合することを確かめること。

三 建築物等の地上部分について、令第八十二条の六第二号ロに適合することを確かめること。ただし、地震力が作用する場合における各階の構造耐力上主要な部分の当該階の剛心からの距離に応じたねじれの大きさを考慮し、かつ、令第八十八条第一項に規定する標準せん断力係数を○・二に昭和五十五年建設省告示第七百九十二号第七の表二に掲げる F_e の数値を乗じて得た数値以上の数値として同項の規定により地震力を計算し、当該地震力の値を用いて令第八十二条第一号から第三号までに定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

四 第九第二号に定める基準に従った構造計算を行うこと。

第十一 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等

一 第十に定めるところによる構造計算又は次に定める基準に従った構造計算によって構造耐力上

安全であることが確かめられた建築物等（次号に掲げる建築物等を除く。）については、第三第四号、第四第一号イからハまで、チ及びリ、第五第三号、第五号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号、第十四号及び第十六号並びに第七第一項第一号イからチまで及びヌ並びに第二号ハ、ニ、ヘ及びトの規定は適用しない。

イ 第九第一号及び第二号並びに第十第三号に定める基準に従った構造計算を行うこと。

ロ 地階を除く階数が三である建築物であつて、高さが十三メートルを超え、十六メートル以下のものにあつては、次の式によつて計算した各階の壁量充足率比が、それぞれ十分の六以上であることを確かめること。ただし、建築物等の地上部分について、令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

$$R_f = r_f / \bar{r}_f$$

この式において、 R_f 、 r_f 及び $\bar{r}_f$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_f 各階の壁量充足率比

r_f 各階の壁量充足率（存在壁量を必要壁量で除した数値をいう。）

$\bar{r}_f$ 当該建築物についての r_f の相加平均

二 第九第一号及び第二号並びに前号ロに定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全で

あることが確かめられた建築物等については、第三第四号、第四第一号イ、ロ、チ及びリ、第五第三号、第九号から第十一号まで、第十三号及び第十六号並びに第七第一項第一号イからチまで及びヌ並びに第二号ハ、ニ、ヘ及びトの規定は適用しない。

第十二 令第三十六条第一項の国土交通大臣の指定する基準の指定

令第三十六条第一項の国土交通大臣の指定する基準のうち木質接着パネル工法を用いた建築物等に係るものとして、第八に定める基準を指定する。

第十三 令第三十六条第二項第一号の国土交通大臣の指定する基準の指定

令第三十六条第二項第一号の国土交通大臣の指定する基準のうち木質接着パネル工法を用いた建築物等に係るものとして、第一及び第三から第七までに定める基準を指定する。

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

（型式適合認定に関する経過措置）

第二条 この告示の施行前に令第三十六条の二の十一第一項第一号イ又はロに掲げる規定（令第八十条の二にあっては、令和六年国土交通省告示第九百六十四号による改正前の平成十三年国土交通省告示第千五百四十号（以下「旧告示」という。）に規定する基準に係る部分に限る。）に適合す

るものであることの建築基準法第六十八条の十一項の認定を受けた型式（構造耐力上主要な部分に旧告示に規定する木質プレハブ工法を用いたものであつて、木質接着複合パネルを当該部分に使用する材料としたものに限る。）は、同号イ又はロに掲げる規定（令第八十条の二にあつては、この告示に規定する基準に係る部分に限る。）に適合するものであることの同項の認定を受けているものとみなす。

（免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第三条 免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第二千九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四 令第八十条の二第二号に掲げる建築物である免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 上部構造にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。 イ 令第三章第三節から第七節の二までの規定（令第四十二条第一項本文及び第二項、第五十七条第五項（基礎に関する部分に限る。）、第六十二条の四第五項（基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。）、第六十六条及び第七十八条の二第二項第三号（基礎及び基礎ばりに関する部分に限り、令第七十九条の四及び昭和五十八年建設省告示第千三百二十号第十一第二項において準用する場合を含む。）、平成十三年国土交通省告示第千二百五号第六第二号（基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。）、平成十三年国土交通省告示第千二百六号第五（基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。）、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第三第二号、平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号第三第二号、平成十四年国土交通省告示第四百十号第四、平成十四年国土交通省告示第四百十一号第三第二号（基礎に関する部分に限る。）、平成十四年国土交通省告示第六百六十七号第三第一項、平成十五年国土交通省告示第四百六十三号第八第二号（基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。）、平成二十八年国土交通省告示第六百十一号第三第一号並びに令和七年国土交通省告示第 号第三第四号を除く。）に適合すること。 ロ ト (略) 三 九 (略)	第四 令第八十条の二第二号に掲げる建築物である免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 上部構造にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。 イ 令第三章第三節から第七節の二までの規定（令第四十二条第一項本文及び第二項、第五十七条第五項（基礎に関する部分に限る。）、第六十二条の四第五項（基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。）、第六十六条及び第七十八条の二第二項第三号（基礎及び基礎ばりに関する部分に限り、令第七十九条の四及び昭和五十八年建設省告示第千三百二十号第十一第二項において準用する場合を含む。）、平成十三年国土交通省告示第千二百五号第六第二号（基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。）、平成十三年国土交通省告示第千二百六号第五（基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。）、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第三第二号、平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号第三第二号、平成十四年国土交通省告示第四百十号第四、平成十四年国土交通省告示第四百十一号第三第二号（基礎に関する部分に限る。）、平成十四年国土交通省告示第六百六十七号第三第一項、平成十五年国土交通省告示第四百六十三号第八第二号（基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。）並びに平成二十八年国土交通省告示第六百十一号第三第一号を除く。）に適合すること。 ロ ト (略) 三 九 (略)

（丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第四条 丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第一 適用の範囲 一 (略) 二 地階を除く階数が二の建築物は、一階部分の構造耐力上主要な部分を丸太組構法を用いたものとし、二階部分の構造耐力上主要な部分を木造（建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第二項又は令第八十条の二（第二号を除く。）の規定を適用するもの（丸太組構法及び平成十三年国土交通省告示第千五百四十号に規定する枠組壁工法（以下単に「枠組壁工法」という。）を除く。）を除く。以下この号において同じ。）としたものとし、他の構造を併用してはならない。ただし、建築物の一階部分から二階部分までの外壁を連続した丸太組構法を用いたものとした場合においては、二階部分は、丸太組構法を用いたものと木造としたものとを併用することができる。 三 (略) 2 (略)
改正前	第一 適用の範囲 一 (略) 二 地階を除く階数が二の建築物は、一階部分の構造耐力上主要な部分を丸太組構法を用いたものとし、二階部分の構造耐力上主要な部分を木造（建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第二項による場合、丸太組構法及び平成十三年国土交通省告示第千五百四十号に規定する枠組壁工法（以下単に「枠組壁工法」という。）を除く。以下この号において同じ。）としたもの又は丸太組構法若しくは枠組壁工法を用いたもののいずれかとし、他の構造を併用してはならない。ただし、建築物の一階部分から二階部分までの外壁を連続した丸太組構法を用いたものとした場合においては、二階部分は、丸太組構法を用いたものと木造としたもの又は枠組壁工法を用いたものとを併用することができる。 三 (略) 2 (略)

（建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部改正）

第五条 建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成十七年国土交通省告示第五百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三 令第三百三十七条の二第二号イに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。 一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからホまでに定めるところによる。 イ (略) ロ 地震に対して、次のいずれかに定めるところによる。 (1) (略) (2) 令第四十二条、令第四十三条及び令第四十六条第一項から第三項まで並びに昭和五十六年建設省告示第千五百号第一、第二、第三(第一項第二号を除く。)及び第四から第六までの規定、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第一から第十一までの規定又は令和七年国土交通省告示第号第一から第十一までの規定に適合することを確かめること(法第二十条第一項第四号に掲げる建築物のうち木造のものである場合に限る。) ハ 地震時を除いては、次のいずれかに定めるところによる。 (1) (略) (2) 昭和五十六年建設省告示第千五百号第一、第二、第三第一項(第一号を除く。)、第四及び第六の規定、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第一から第十一までの規定又は令和七年国土交通省告示第号第一から第十一までの規定に適合すること(法第二十条第一項第四号に掲げる建築物のうち木造のものである場合に限る。) ニ・ホ (略) 二・三 (略)	第三 令第三百三十七条の二第二号イに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。 一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからホまでに定めるところによる。 イ (略) ロ 地震に対して、次のいずれかに定めるところによる。 (1) (略) (2) 令第四十二条、令第四十三条並びに令第四十六条第一項から第三項まで及び第四項(表三に係る部分を除く。)の規定(平成十三年国土交通省告示第千五百四十号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法(以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。)を用いた建築物の場合にあっては同告示第一から第十までの規定)に適合することを確かめること(法第二十条第一項第四号に掲げる建築物のうち木造のものである場合に限る。) ハ 地震時を除いては、次のいずれかに定めるところによる。 (1) (略) (2) 令第四十六条第四項(表二に係る部分を除く。)の規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第一から第十までの規定)に適合すること(法第二十条第一項第四号に掲げる建築物のうち木造のものである場合に限る。) ニ・ホ (略) 二・三 (略)

（建築士法施行規則第二十一条第四項第一号ハの国土交通大臣が定める技術的基準を定める件の一部改正）

第六条 建築士法施行規則第二十一条第四項第一号ハの国土交通大臣が定める技術的基準を定める件（令和元年国土交通省告示第七百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築士法施行規則第二十一条第四項第一号ハの建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二又は建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八十条の三の技術的基準のうち国土交通大臣が定めるものは、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める技術的基準とする。 一 建築基準法施行令第八十条の二 平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第五第四号、平成二十八年国土交通省告示第六百一十一号第八第一項第五号及び第六号並びに令和七年国土交通省告示第千五百四十五号第五号及び第六号 二 建築基準法施行規則第八条の三 平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第五第四号に定める構造方法を用いること	建築士法施行規則第二十一条第四項第一号ハの建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二又は建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八十条の三の技術的基準のうち国土交通大臣が定めるものは、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める技術的基準とする。 一 建築基準法施行令第八十条の二 平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第五第五号 二 建築基準法施行規則第八条の三 平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号第一第五号に定める構造方法を用いること

（建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ(2)の国土交通大臣が定める建築基準法令の規定を定める件の一部改正）

第七条 建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ(2)の国土交通大臣が定める建築基準法令の規定を定める件（令和六年国土交通省告示第九百七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ(2)（同令第三条の三第一項（同令第八条の二の二において準用する場合を含む。）及び第八条の二の二において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が定める建築基準法令の規定は、次の各号に掲げるものとする。 一〇四（略） 五 令和七年国土交通省告示第 号第四第一号イただし書、ロただし書、ニただし書、チただし書、リただし書及びヌ、第五第二段、第九号ただし書、第十号及び第十六号ただし書並びに第七第一号イただし書、トただし書、ヌ及びル並びに第二号イ、ハただし書、ニただし書、ホただし書、ヘただし書及びトただし書	建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ(2)（同令第三条の三第一項（同令第八条の二の二において準用する場合を含む。）及び第八条の二の二において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が定める建築基準法令の規定は、次の各号に掲げるものとする。 一〇四（略） （新設）